

○厚生労働省告示第五百十六号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十九条第一項第七号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める教育訓練の基準（昭和五十五年労働省告示第九十三号）の一部を次のように改正し、平成十八年一月一日から適用する。

平成十七年十二月二十六日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第一条中「昭和五十一年労働省令第三十八号」の下に「。以下「施行規則」という。」を加える。

第二条中「とすることができ。」を「とことができ、障害者（労働者（施行規則第十八条第一項に規定する労働者をいう。以下同じ。）であるものを除く。）が事業所で就労することを通じて労働者として雇用されるための教育訓練（以下「グループ就労訓練」という。）については三月以上三年以内（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の生徒（高等部の第三学年の生徒に限る。）が事業所において就労に関する実習を行うことを通じて労働者として雇用されるためのグループ就労訓練（以下「盲学校等生徒グループ就労訓練」という。）にあつては、二週間以上二月以内）とする。」に改める。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、グループ就労訓練については、三月以上の場合にあつては、三月間について百二十時間（

盲学校等生徒グループ就労訓練にあつては、二週間以上の場合にあつては、二週間について四十時間
を基準として定めるものとする。

第五条に次のただし書を加える。

ただし、グループ就労訓練については、一単位の受講生の数は三人から五人（盲学校等生徒グループ就労訓練にあつては、一人から五人）とする。

第六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、グループ就労訓練については、グループ就労訓練を行う一単位につき一人の専任の訓練担当者（盲学校等生徒グループ就労訓練にあつては、盲学校等生徒グループ就労訓練を行う一単位につき一人の訓練担当者）を置かなければならない。